

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州、シドニー大都市圏全域を感染多発地域に指定（21日午前1時（ニューサウスウェールズ州等東部夏時間午前2時）施行）

2020年12月20日
在ブリスベン総領事館

●20日、クイーンズランド（QLD）州政府は、ニューサウスウェールズ（NSW）州における新型コロナウイルスの市中感染拡大に伴い、NSW州からの渡航者に対し以下の制限を行う旨発表しました。

1 21日（月）午前1時（ニューサウスウェールズ州等東部夏時間午前2時）より、シドニー大都市圏全域を感染多発地域（ホットスポット）に指定する。よって、11日午前1時（同午前2時）以降シドニー大都市圏に滞在している者がQLD州へ渡航する場合には渡航制限の免除申請が必要となり、免除が認められた場合、自己負担によるQLD州政府指定施設での14日間の隔離が必要となる。

ただし、現在シドニー大都市圏に滞在しているQLD州民は、22日（火）午前1時（同午前2時）までにQLD州に戻った場合のみ、自宅における隔離を可能とする。

免除申請については、以下の州政府HP（英文のみ）をご覧ください。

<https://healthserviceportal.health.qld.gov.au/hdsp>

2 また、11日午前1時（同午前2時）以降、NSW州に滞在している者がQLD州へ渡航する場合、QLD Border Declaration Pass（QLD 入州許可証）の申請・入手が必要となる。尚、現在州警察が州境における検問を再構築しており、陸路で入州する場合、同入州許可証を車両に掲示しなければならない。

Border Declaration Pass 及び申請方法（例えば、入手まで最大3営業日要する等）の詳細については、以下の州政府HP（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/border-pass>

本件の内容については、以下をご覧ください。（英文のみ）

(1) 州保健省 HP

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/border-restrictions>

(2) 州首医務監発出州境規制司令第20号

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/border-restrictions>

(3) 州首相 Twitter

<https://mobile.twitter.com/annastaciamp>

本件については、昨19日付の以下の当館領事メールもご参照下さい。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=103677>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所:Level [17, 12 Creek Street, Brisbane](#) QLD4000

電話:07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(「たびレジ」良くある質問)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/fq.html>